

指定管理業務点検・評価シート

平成 22 年 8 月 5 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成21年度～平成25年度

1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安整備等） ・ 障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・ その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	--

3 施設の管理体制

管理体制	<p style="text-align: center;">常勤職員：3人、非常勤職員：2人 [計5人]</p> <p style="text-align: center;">別紙2のとおり</p>
------	--

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	21年度		489	320	495	650	507	642	627	864	602	515	612	906
20年度		477	583	668	429	359	494	688	774	697	676	544	671	7,060
増減		12	-263	-173	221	148	148	-61	90	-95	-161	68	235	169

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	21年度		43	36	50	62	49	47	55	68	55	62	80	75
20年度		48	79	22	63	38	55	88	48	62	108	55	71	737
増減		-5	-43	28	-1	11	-8	-33	20	-7	-46	25	4	-55

5 収支の状況

区 分		21年度	20年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	644,480	697,920	-53,440
		減免交付金	1,115,240	827,560	287,680
		県からの委託料	6,286,000	6,400,000	-114,000
		小 計	8,045,720	7,925,480	120,240
	事業外収入	雑収入	316,144	146,813	169,331
		受取利息	370	3,014	-2,644
小 計		316,514	149,827	166,687	
計	8,362,234	8,075,307	286,927		
支出	人 件 費	3,557,698	3,423,529	134,169	
	管理運営費	2,513,896	2,573,601	-59,705	
	事 業 費	0	5,052	-5,052	
	計	6,071,594	6,002,182	69,412	
収 支 差 額		2,290,640	2,073,125		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
目標値の設定	利用促進に資するため、利用者数等の目標値設定（3年間）を行い、その実現に向けて取り組んだ。
情報発信、広報	障害者体育センターホームページ(http://www.hai.ne.jp/syou-tai)を再構成し、利用手続き、利用料金、予約状況、その他イベント情報などの情報発信を行った。 携帯電話からも利用状況（予約状況）が確認できるようにし、利便性を図った。 またセンター内掲示版等にて、県内の障がい者スポーツイベント等のチラシ、関連ポスター（障害者スポーツ協会協力）による情報提供を積極的に行った。
スポーツ教室、スポーツイベントの企画、実施	スポーツ教室については、「ツインバスケットボール教室」を昨年度に引き続き、月1回土曜日2時間（今年度計9回）を企画、実施した。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との「意見交換会」実施。 ・施設内に設置する意見箱。 ・施設窓口での意見受付。 ・施設で行う利用者アンケート。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
体育館設備について、冷暖房設備の設置、障害者用駐車場の増設他、設備面での改修要望がある。	改修内容及び優先順位を検討し、県へ予算要求を行っていく。
開館日及び開館時間の変更について、休館日である第3火曜日を開館して欲しい。また夏季は閉館時間を遅らすなど、見直しをして欲しい。	他にも希望する団体があるか、アンケート調査を実施したい。

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

<p>【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度より、行っている「ツインバスケットボール教室」（鳥取県車イスバスケットボール協会協力）に加え、「アーチェリー教室」（鳥取県アーチェリー協会・鳥取県障害者アーチェリー協会協力）を平成20年度より11月～3月の間、行っている。この教室は「共生」の一環として健常者・障がい者合同の教室である。 ・養護学校や近隣小学校へ出向いて、鳥取県車イスバスケットボール協会協力のもと、車イスバスケット授業や福祉授業を行った。出向いて実際に見て触れていただく事によって、後に「体育センターへ出向くので、もう1度してほしい」との要請もあり、体育センターの設置目的、利用者増に一定の成果があった。引き続き行いたいと思う。 ・鳥取県障害者スポーツ協会と連携して、相談を受けた障がい児童、生徒のスポレクをスポーツ指導員協力のもと、実施している。また、障がい者スポーツ相談窓口としても機能するようにし、常にスポーツ協会と連携をしている。
<p>【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生を引き続き取り入れ、日本車イステニス協会協力のもと、誰でも参加できるテニス教室を計画中。 ・鳥取県障害者スポーツ協会と連携して、障がい者スポーツ教室（スポレク）を計画中。 ・利用者との意見交換会（H21年度）において声のあった、体育館内空調設備や障がい者用駐車スペースの拡大要求については、体育センターとしても必要な設備であると考え、の見積調査など検討する。 ・鳥取県障がい者スポーツ協会の圏域障がい者スポーツコーディネーター事業において、体育センターと今後、合同でプロジェクト会議などを行い、広域の障がい者や障害者スポーツ指導員に、体育センターを共に有効に活用していただくよう考えたいと思う。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>【施設設備の維持管理・緊急時の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者とともに特に問題なく設備の管理が行われている。 ・基幹施設(厚和寮)等周辺の福祉施設との連携により適切な対応がなされている。
<p>【施設の利用の許可、利用料の徴収等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なく、適正に処理が行われた。
<p>【その他管理施設の管理に必要な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものと考ええる。
<p>【利用者サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換を行うなど、利用者の意見を積極的に取り入れるよう努力している。 ・サービス向上のため、各種施策を講じている。 ・しらはまグラウンドの利用促進の必要あり。
[]		
【収入支出の状況】	B	<ul style="list-style-type: none"> ・収入も前年度より増加しており、支出についても適正に執行されていたものと考ええる。
【職員の配置】	B	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であると考ええる。
[]		
総 括	B	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われているが、今後も障がい者をはじめとする利用者の意見等を積極的に把握し、一層のサービス向上と利用促進を図ることが必要と考える。

- 【評価指標】 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

鳥取県立障害者体育センターの利用料金

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分		単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき 700円 2分の1面1時間につき 300円 3分の1面1時間につき 200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 1,400円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき 全面1時間につき 24,500円 入場料等を徴収するとき 全面1時間につき 35,000円
	一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生	1人1回につき 70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

管理運営の体制

(1) 職員の職種等（平成22年3月31日現在）

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容
所長(厚和寮長兼務)	常勤	21日	施設統括、防火管理、他機関等との連携調整等
事務員(厚和寮兼務)	常勤	21日	施設出納管理事務等
管理員(専任)	常勤	21日	利用受付・案内等の窓口対応、館内管理(日常清掃)、障害者スポーツ指導員等との連携によるスポーツ教室等の企画・立案・実施等
障がい者スポーツ指導員 (協会派遣)	なし (連携)		スポーツ教室等のイベント企画・立案等への参画、他のスポーツ団体等との連携、コーディネート等

(2) 職員配置（平成22年3月31日現在）

常勤1名（早番A、遅番B）非常勤2名（早番C、遅番D）計3名によるローテーション勤務。

配置場所	職員配置の時間帯	職名
管理事務室 (館内)	早番A 9:00～17:45	管理員
	遅番B 12:30～21:15	管理員
	早番C 9:00～13:00	管理員
	遅番D 17:15～21:15	管理員